

■ 入札制度改正のお知らせ

「松本市の契約に関する方針」に基づき、本市の建設工事における最低制限価格制度の改正を行います。

■【改正の内容】

●直接工事費の算入率の引上げ

※平成29年5月1日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用します。

本市の基準				
区分	改正前		改正後	
設定基準	設計金額における ・ <u>直接工事費 × 0.95</u> ・ 共通仮設費 × 0.90 ・ 現場管理費 × 0.90 ・ 一般管理費 × 0.55 ※ 次の範囲内で設定するもの		設計金額における ・ <u>直接工事費 × 0.97</u> ・ 共通仮設費 × 0.90 ・ 現場管理費 × 0.90 ・ 一般管理費 × 0.55 ※ 次の範囲内で設定するもの	
上限・下限値	2億円未満	予定価格の 87.5～92.5%	2億円未満	予定価格の 87.5～92.5%
	2億円以上	予定価格の 82.5～87.5%	2億円以上	予定価格の 82.5～87.5%
	ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることができる。		ただし、契約管財課長等が必要と認めるものについては、予定価格の7/10～9/10の範囲内とすることができる。	

※低入札価格調査制度における設定基準も同様となります。